

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
六番地先まで	吉川市大字下内川字腰卷八四 二番三地先から	区 間
十一・五〇	七・一〇〃 十・六〇	敷地の幅員 (メートル)
九二一・四〇		延 長 (メートル)
	江戸川堤防強化工事に伴 う付替道路	備 考